

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成26年度 随時監査(工事監査・前期) (26監査第84号)

指摘事項	当初措置状況 (27年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>1 計画及び設計について (1) 公衆トイレの計画及び設計 に関し注意すべきものについて (報告書3ページ)</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月)」では、不特定かつ多数の者が利用する建築物のトイレにはオストメイト対応設備(注1)の設置を義務付けている。また、「長野市障害者基本計画(平成23年4月)」では、公衆トイレの新設に当たっては、多目的トイレを設置し、オストメイトなどの機器を整備するとされているが、新設の公衆トイレ建設工事において、多目的トイレにオストメイト対応設備が設置されていない事例があった。</p> <p>本事例のトイレについては、建設に当たって地域関係者と何度かの協議が行われ、最終的に車いす利用者が利用できるトイレを整備することとなった。</p> <p>室内の広さとしてはオストメイト対応設備の設置も可能であったと考えるが、結果的にオストメイト対応設備が必要な障害者にとっては、配慮が足りない施設となっている。</p> <p>また、平成25年度は、市街地において5か所の既存公衆トイレの改修工事を実施しているが、高齢者等に対する配慮としての手すりや子育て世代が必要としている乳幼児用いすの設置方針が統一されていない他、いずれのトイレもオストメイト対応がされていなかった。</p> <p>市が建設するトイレは、公衆トイレの他、庁舎、公園、観光、旅客施設等に付属しているトイレもあり、新設又は改修される公衆トイレにおいて高齢者、障害者及び子育て世代に必要な設備が設置されなかったことは、市が掲げるユニバーサルデザインのまちづくりの進展を停滞させるといった事態になっている。</p> <p>今回のような事例が発生しないよう、上位計画等に基づいた公衆トイレの整備基準を早期に作成され、それに従った施設整備に努められたい。</p>	<p>公衆トイレの計画及び設計に関し注意すべきものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月)」では、50㎡以上の公衆トイレについては設置義務があるが、今回の計画トイレは床面積が7.45㎡と狭小であったため法律上の設置義務はないと思われるが、「長野市障害者基本計画(平成23年4月)」では指摘のとおり、新設のトイレについてはオストメイト対応設備等を整備していく計画であることから、担当職員及び設計に係る職員が、改めて長野市障害者基本計画の内容を確認し、計画の基本目標の一つである、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した公衆トイレの整備促進を図り、障害のある方も安心して利用できるまちづくりを推進していくことを確認し改善を図る。</p> <p>公衆トイレの整備基準については、今後関係各課及び庁内各課と公衆トイレに関する検討会を設置し、社会のニーズに対応したこれからの公衆トイレの在り方について、現状の実態に即した公衆トイレの方向性を示すとともに、必要性の高い施設については設備の改善に努め、必要性の低いものは廃止を検討するなど、長野市にふさわしい公衆トイレの適正配置や公衆トイレの設置基準について早期に検討を進めることとした。</p>	<p>令和2年10月8日に、観光振興課、スポーツ課、建築課、公園緑地課、文化財課及び衛生センターの庁内関係課で、令和元年度に公園緑地課と衛生センターで原案を作成した「長野市公衆・公園等トイレの整備方針(案)」を基に、方針の策定に向けた調整会議を実施した。会議で提案された意見等を基に再度衛生センターで案を作成し、調整会議関係課と協議を行った上で、公共施設マネジメント推進課及び財政課を含め合議・決裁を受け、令和3年2月17日付けで全庁に「長野市公衆・公園等トイレの整備方針」について周知した。</p>	<p>衛生センター</p>